

○札幌市道路敷地境界証明取扱要領

〔 昭和 55 年 2 月 14 日
建設局長決裁 〕

最近改正 令和 7 年 3 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 本要領は、札幌市公有財産規則に従い、本市が管理する道路敷地等の境界に関する証明及び確認事務について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 境界証明 道路敷地等と申請地が接する境界について確認する事務をいう。
- (2) 管理者 清算人、管財人、土地の管理を委任された者、又は管理組合
- (3) 法定外道路 札幌市法定外道路条例に基づき市長が指定した道路

(測量の基準)

第 3 条 境界証明を申請するための測量は、土地家屋調査士、又は測量士の資格を有する者が行わなければならない。

- 2 測量の方法は、国土交通省 公共測量作業規程（準則）を準用する。
- 3 既設境界標の位置誤差等については、国土調査法施行令第 15 条別表第 4 に定める誤差の限度を基準とする。
- 4 測量は、世界測地系に基づく平面直角座標系（XII 系）の座標値（JGD2000）によることを標準とする。既知成果が異なる測地系・座標系である場合は、適切な方法で換算処理を行うこと。

(交付の条件)

第 4 条 境界証明を交付する道路敷地等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 札幌市が敷地を所有する市道又は道道
- (2) 札幌市が敷地を所有する道路予定地
- (3) 札幌市又は国が敷地を所有する法定外道路
- (4) 市道又は道道のうち国が敷地を所有するみなし貸付道路

(申請者)

第 5 条 申請者は土地所有者、管理者又は土地所有者等から委任を受けた土地家屋調査士若しくは測量会社とする。

- 2 申請地が共有地等の場合は、その代表者が申請者となることができる。
- 3 土地所有者が死亡している場合は、相続権を有する者又はその代表者が申請者となることができる。この場合、相続関係を確認できる書類を添付すること。
(提出書類)

第6条 申請者は境界証明願（様式1）を2部又は境界確認申請書（様式2-1）及び境界確認通知書（様式2-2）をそれぞれ1部ずつ、証明される図面を添付したうえで提出しなければならない。

- 2 前項の様式は、次の各号に定める場合に適用する。
 - (1) 境界証明願（様式1） 市道及び道道の敷地所有者が札幌市の場合
 - (2) 境界確認申請書（様式2-1） 市道及び道道の敷地所有者が国土交通省の場合
 - (3) 境界確認通知書（様式2-2） 市道及び道道の敷地所有者が国土交通省の場合
- 3 前項の申請書に加えて、次の書類を提出する。
 - (1) 位置図 縮尺1/5000程度の現況図で申請地がわかるもの
 - (2) 申請地の地積測量図又は実測図（道路敷地との接道部分を赤線で明示）
 - (3) 土地所有者が死亡している場合は、相続関係を確認できる書類
 - (4) 申請地及び道路敷地の所有権について確認できる書類（土地の登記簿謄本又は登記事項要約書等）
 - (5) 委任状 土地所有者等が申請者へ委任した権限の範囲を記載していること。所在不明の者又は既に死亡している者がある場合等は代表者が委任できる。
 - (6) 道路敷地境界を決定するために使用した測量情報
 - (7) 申請に際して行った測量成果
 - ① 基準点測量計算簿
 - ② 過年度成果の記録
 - ③ 境界点成果対比表
 - ④ 基準線設定図（計算書）
 - ⑤ 街区図（計算書）
 - ⑥ 地積測量図又は実測図（申請地の測量で作成したもので、接道部分の座標値がわかるもの）
 - ⑦ 境界点測設計算書
 - ⑧ 成果表
 - ⑨ 精度管理表（図）
 - ⑩ 画地調整図、その他資料図

※ 国有地と市有地に対する申請を同時に行う場合は、市有地に対する申請書類にのみ添付すること。

(8) 境界承諾（確認）書の写し 境界承諾書の取得が困難である場合は、協議により理由書でもよい。

(9) 写真 境界点の近景、遠景及び境界を赤線で明示したもの

(10) 支障物件図 接道部分に申請地又は道路の構造物等がかかる場合

(11) その他本市が必要とする書類

(申請の却下)

第7条 申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は原則として申請書を受理しない。

(1) 申請地が所有権界及び境界確定等の係争中である場合

(2) 地籍調査、14条地図整備等が事業中の範囲である場合

(3) 法務局備付地図（公図）と現況が極端に相違している場合

(4) 測量や申請の内容が虚偽の情報である場合

(5) 申請地が一方的に有利な位置付けとなり、隣接地に不利益が生じる場合

(6) その他、証明書を交付することにより問題が生じる恐れがある場合

(申請書の審査)

第8条 申請書を受理した場合は、速やかに申請内容について審査し、問題等が確認された場合は、隨時申請者に対して是正の指示を行なう。

(現地立会)

第9条 写真、その他の測量により現地の状況、境界杭等の精度が確認できない場合など、本市担当職員が必要と判断した場合は、境界について申請者立会のうえ現地で確認する。

(境界証明の交付)

第10条 審査の結果、問題がないと判断した場合は、境界証明を交付する。

2 境界証明交付後、申請書類の内容に虚偽の記載が判明した場合は、当該境界証明を無効とする。

(境界証明が不成立の場合の措置)

第11条 申請内容や測量の方法等について是正の指導を行ったにも関わらず、改善が見られず事務継続が困難と判断した場合、又は書類等の不備により再提出を求めたにも関わらず6カ月以内に提出されない場合は不成立とし、申請者へ事前通知のうえ提出書類を返却する。

(境界杭の設置)

第 12 条 申請者は、交付された境界証明の内容に基づいて、本市が管理する道路敷地等の境界に境界杭を設置することができる。ただし、本市担当者の了解を得た場合は事前に設置することができる。

(手数料の納付)

第 13 条 境界証明の交付を受けた者は、札幌市証明等手数料条例（以下、手数料条例という。）に定める手数料を納付しなければならない。

2 境界証明の交付に係る手数料は、手数料条例別表 3 に定める手数料の額とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を無料とする。

(1) 本市及び他の行政機関が公用で申請する場合

(2) みなし貸付道路に関して申請する場合

3 前記手数料について、所定の期日までに納付されない場合は、札幌市使用料等の督促等に関する条例に従って、申請者に対し督促する。また、延滞金の徴収等についても同様とする。

4 手数料及び延滞金等については、札幌市会計規則に従って取り扱う。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【様式 1】一般用

境 界 証 明 願

札幌市長 ○○○○ 様

土地の表示 札幌市 区 番地
土地所有者 現住所
氏名

上記の土地について、
を行うため、隣接する道路敷地
(
※ 路線番号・路線名・住所地番を記入する。
)
との境界は、別添図面のとおりであることを証明願います。

記

年 月 日

申 請 者 (受任者) 住 所
氏 名 印 (担当者 :)
電 話 ()

札建管測 証明 第 号

上記申請地と道路敷地等との境界について、別添図面のとおり相違ないことを証明します。ただし、申請地の接道距離、面積及び隣地との境界点(民々間)の位置は、証明事項より除きます。

年 (年) 月 日

札幌市長 ○○○○ 印
札幌市建設局土木部管理測量課 ☎ 011(211)2562

【様式 2-1】国有地用

境 界 確 認 申 請 書

国土交通省所管国有財産事務受任者

札幌市長 ○○○○ 様

土地の表示 _____

所 有 者 住 所 _____

氏 名 _____

上記土地について、_____の必要があるので、隣接する(道路敷地)
との境界は別添図面のとおり相違ないことを確認願います。

年 月 日

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(添付書類)

【様式 2-2】国有地用

札建管測確認 第 号
年(年) 月 日

様

国土交通省所管国有財産事務受任者

札幌市長 ○○○○ 印

道路敷地と隣接する土地との境界確認について（通知）

年 月 日付で申請がありました（道路敷地）と次の土地との
境界については、別添図書のとおり確認したので通知します。

記

土地の表示

【様式 3】道への回答

札建管測 第 号
年(年) 月 日

北海道知事 △△△△ 様

札幌市長 ○○○○

土地境界証明に関する調査について（回答）

年 月 日付、道路第 号により照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり調査しましたので、回答いたします。

記

1 調査対象地 札幌市 区 番地

2 隣接道路の沿革（旧道路法以降）

【路線名：一般道道 線】

(1) 認定年月日 昭和 年 月 日

(2) 区域決定年月日 昭和 年 月 日

(3) 供用開始年月日 昭和 年 月 日

3 調査対象地との整合性

申請書添付資料の内容について、本市道路台帳図及び道路台帳備付図等を参考に調査したところ、道有地と調査対象地との境界については、整合しております。

4 参考資料

(1) 本市道路台帳

(2) 本市道路台帳備付図

5 担 当 札幌市建設局土木部管理測量課業務係 ☎011(211)2562